

## 紀州レンジャーズ スポーツクラブ会則

### 第1条:名称

本クラブの名称は、『紀州レンジャーズ スポーツクラブ』(以下、本クラブ)とし、NPO法人紀州レンジャーズ(以下、本法人)が管理運営を行うものとする。

本クラブに参加し、スポーツ活動を行う者はスポーツ会員という。ただし、講師及び助手、マネージャーは除く。

### 第2条:所在

運営事務所は、〒641-0014 和歌山市毛見 1130 番地 紀州レンジャーズ事務所に置く。

本クラブは、紀三井寺公園を主たる活動場所として活動する。

### 第3条:目的

当スポーツ会員に理想的なスポーツ環境を提供する。

スポーツを通し子供たちの健全な育成、運動能力向上を図る。

スポーツを通じ当スポーツ会員に健康的な生活習慣の場を提供する。

### 第4条:入会資格

本クラブに入会を希望する者は、以下の条件を満たさなくてはならない。

- 本クラブの主旨に賛同するものであること。
- 本クラブの規約を厳守するものであること。

### 第5条:入会手続き

本クラブに参加を希望する者は、所定の手続きに基づき速やかに申し込みを行うものとし、入会申し込みは、随時受け付けるものとする。

## **第6条:会費**

会費とは、以下のものをいう。会費は本クラブ運営理事会において決定する。また、社会情勢、物価変動、本クラブの運営体制によって改訂する場合がある。会費額は別表－1に記載する。

- 1、入会金(クラブへの会員登録料)
- 2、年会費(事務手数料)
- 3、月会費(講習費)
- 4、種目別会費(別途機材費、会場費用等の必要なスクールのみ)
- 5、保険代(スポーツ保険等)

## **第7条:会費の納入**

会費の納入は初回に限り、紀州レンジャーズ事務所にて生徒本人、もしくは生徒保護者が納入する。2回目以降は原則として銀行引き落としとする。ただし、相当な事情があるときは、紀州レンジャーズ事務所にて支払うことが出来る。

これ以外の支払い方法については、本クラブは責任を負わない。

## **第8条:会費の不返納**

納入されたクラブ会費は返納しない。ただし、相当な事情があるときは、本クラブ運営理事会の許可を得て、その一部もしくは全部を返納する。

## **第9条:会費の滞納**

クラブ会員が事前に承認をとる場合を除いて、会費の支払いを怠ったときは、本クラブは、参加を停止、または退会させる。

## **第10条:活動日程**

毎月、ホームページ、ブログもしくは管理事務所にて発表する。

やむをえない理由が発生した場合は、定められた指導日、時間を変更する場合がある。

### **第 11 条:事故の対処**

トレーニング中に発生した事故に対しては、保険の範囲内で対処する。

本クラブはこれ以外の責任を負わない。

### **第 12 条:利用資格の喪失**

練習参加時の注意事項を守れなかったとき。

使用中の施設や機材を故意に破損したとき。

本クラブの名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。

法令の規定ならびに公序良俗に反する行為をしたと認められるとき、または、同行為をする恐れがあると認められるとき。

### **第 13 条:規約の改定**

本規約は、本クラブ運営理事会にて随時改定することができる。

### **附則**

1. 第7条の銀行引き落としは銀行手続き完了後とする。それまでの期間はクラブ事務所及び現地納入とする。
2. 本規約は 2009 年4月 1 日より施行する。

別表－1

## 会費の種類及び金額

会費の種類	支払時期	金額
入会金	入会時	1,000 円
年会費	毎年の入会月	2,000 円/年
月会費	毎月(引き落とし)	1,000 円/月
参加費(ラグビー)	毎月(引き落とし)	2,000 円/月
参加費(カヌー)	毎回(徴収)	1,000 円/回
参加費(モトクロス)	毎回(徴収)	2,000 円/回
保険代(下記以外)	毎年の入会月	1,600 円/大人 600 円/小人
保険代(カヌー)	毎回(徴収)	400 円/回
保険代(モトクロス)	入会時	9,000 円/年